

【防火管理者とは】

消防法では、多数の人が利用する建物などの火災による被害の防止を図るため、一定規模の防火対象物※1の管理権原者※2は、有資格者の中から防火管理者を選任し、防火管理に係る消防計画の作成と、その消防計画に基づく「防火管理上必要な業務」を行わせなければならないとされています。

防火管理者は、この管理権原者によって選任された「防火管理業務の推進責任者」です。

※1 **防火対象物**：建築物や工作物など、火災予防の対象となるもの（の全体）をいいます。

※2 **管理権原者**：防火対象物の所有者や借受人、事業所の代表者など、管理行為を当然に行うべき者（防火管理の最終責任者）をいいます。

【防火管理者の資格】

防火管理者の資格としては、防火管理業務を適切に遂行することができる「管理的、監督的地位」にあることと、防火管理上必要な「知識・技能」を有していることが要件となります。

このうち、「知識・技能」については、一般的には「防火管理講習」を受講して「知識・技能」を修得し、資格を取得することとなります。

なお、講習の課程を修了することにより取得できる資格は、講習種別によって「甲種防火管理講習」の修了資格と「乙種防火管理講習」の修了資格とに区分されますが、いずれも「講習修了資格」であって、管理権原者から選任されなければ「防火管理者」ではありません。

また、乙種防火管理講習の修了資格では、選任できる防火対象物が小規模なものに限定されます。

次の方は、講習を受講しなくても、防火管理者として必要な学識経験等を有すると認められています。

なお、これらの資格の詳細については、消防本部にお問い合わせください。

- 1 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あった者
- 2 労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された者
- 3 防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けているもの
- 4 危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
- 5 鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者又は保安統括者として選任された者
- 6 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、一年以上管理的又は監督的な職にあった者
- 7 警察官又はこれに準ずる警察職員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者
- 8 建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの
- 9 市町村の消防団員で、三年以上管理的又は監督的な職にあった者